

**都民安全総合対策本部総合推進部会計年度任用職員  
相談員（交通事故担当）募集要項**

項目	内 容
職名	相談員（交通事故担当）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p><u>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u></p>
勤務職場	<p>東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課</p> <p>(東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎3階及び34階)</p>
職務内容	<p>(1) 交通事故相談に関する業務</p> <p>被害者又は加害者を対象として、交通事故に関する諸問題（損害賠償額、示談のしかた、保険請求の手続、生活更生等）について、弁護士の助言を受けて相談に応じる。</p> <p>(2) その他、交通事故相談に関すること</p> <p>(3) その他、総合推進課内の業務運営上、所属長が必要と判断したこと</p>
応募資格・求められる能力	<p>困難案件にも責任を持って前向きに誠実に取り組む意欲があり、次の条件の全てに該当する方。</p> <p>(1) 交通事故被害救済について識見を有し、都民の立場に立った真摯な対応ができる</p> <p>(2) 次のいずれかの職務経験・資格を有する者。なお、大学等において法学を専攻、又は企業等において法務に関する事務に従事した経験があることが望ましい。</p> <p>ア 交通事故を専らとする相談業務（民間企業等・行政機関を問わない。）に3年以上従事した経験又はそれに相当する知識・経験を有している</p> <p>イ 損害保険会社等において、交通事故に係る損害賠償等の業務に10年以上従事した経験又はそれに相当する知識・経験を有している</p> <p>ウ 民間企業等又は行政機関において、管理職（当該企業等において管理職を対象とする手当・報酬等の対象となり、時間外勤務手当の対象とならない者であること。）の経験を有している</p> <p>エ 法曹資格又はこれに相当する資格を有している</p> <p>オ その他交通事故に関する相談に対応できる実務経験、知識を有している</p> <p>(3) 法律や諸手続き等について、相談者が理解できるように分かりやすく粘り強く説明できるなど、十分な知識・経験とカウンセラーマインドを有する</p> <p>(4) 個人情報保護を始めとした高いコンプライアンス意識を有する</p> <p>(5) パソコン（ワード、エクセル等）を使用した資料作成及び入力作業等、事務処理を正確に行うことができる</p>

	(6) 対面相談や電話相談において丁寧・誠実な対応ができる (7) 関係機関等との円滑な連絡調整を行うことができるなど、十分なコミュニケーション能力と折衝・調整力を有する (8) 困難な職務・突発的事態であっても責任を持って自ら積極的に取り組むことができる (9) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる
採用予定人数	若干名
勤務日数	月16日（土曜、日曜及び祝日は除く）
勤務時間	1日 7時間45分 アまたはイ（業務の必要上、指定する場合がある。） ア 8時30分から17時15分まで イ 9時から17時45分まで ※業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じる場合有り
休憩時間	原則12時から13時まで（常勤職員の例による）
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 308,200円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入有り (一定の要件を満たした場合)
応募方法等	(1) 応募方法 次の①～④の書類等を下記の申込先宛に郵送または持参してください。 ※持参(9時から17時まで、12～13時は除く)の際は必ず事前に連絡願います。 ① 会計年度任用職員申込書（写真を必ず貼付すること。） ※「職名」欄には、「相談員（交通事故担当）」と記入すること。 ② 作文 別紙に記載する課題により、800字以上1200字以内で作成すること。（別添様式を使用、自筆・入力いずれも可） ③ 職務経歴書（「応募資格・求められる能力」の（2）の職務経験に該当する経歴については別紙（A4サイズ・様式自由）に具体的に記入すること。）

	<p>④ 返信用封筒（定形封筒（長3）・返信用郵便切手110円を貼付。 住所・氏名・郵便番号を明記のこと。）</p> <p>※ 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。</p> <p>（2）申込期限 令和8年2月16日（月曜日）17時必着</p>
選考方法	<p>（1）第一次選考 書類選考 （2）第二次選考 面接 (面接は令和8年2月24日（火曜日）または25日（水曜日）に実施予定)</p> <p>選考結果については本人宛郵送により通知します。第一次選考合格者には第二次選考実施について、令和8年2月19日頃までにお知らせします。また、選考経過及び結果に関する問い合わせには、一切応じません。</p>
問合せ・申込先	<p>都民安全総合対策本部 総合推進部 総合推進課 計画調整総括担当 (※申込先「総合推進課 計画調整総括担当」は東京都庁第一本庁舎北塔34階)</p> <p>電話（直通）03-5388-3123 （都庁内線）21-781 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。